

区民憲章最終まとめに向けた検討の方向性調査票（山田委員）

【全般について(前回会議での検討を踏まえ)】

区民憲章の名称について

前回会議で発言したとおり、この条例は自治の基本的な枠組みを示すものであり、「文京区自治基本条例」の方が実態を示していると考えます。

協働・協治

前回会議で確認されましたが、この言葉を使うとの判断に立つならば、資料 26 号のように「協働・協治」は第 1 章（目的の部分）だけではなく、第 2 章までは使用してもよいかと考えます。

努力目標の表現について

区や執行機関などで表現されている「・・・努めます」は、最終報告書まではすべて「・・・します。」に統一し、条文化する段階で再検討することが想定されます。

【全体を通して読み直して気になること】

地方分権における自治について

地方分権一括法等により、国や都に対して対等の立場を確立する中で、自治体政府の権能と責任が高まり、自治のあり方が問われていることを前段等で表現することが考えられます。

NPMの扱いについて

NPMとガバナンスは基本的に違う次元の話ですが、いずれも小さな政府を目指すものとして、NPMの具体的な展開を想定した記述も想定されます。

各主体の取扱について

協働・協治に立場からは、「各主体は・・・対等な立場に立ち・・・」となるのは自然ですが、改めて考えると、区は区民の信託を受けた区長と区議会のもとで運営されているもので、区民等と区は対等な立場にあるのかどうか、また、区の役割が保証役、調整役ならば、区民等との関係は対等ではないのではないか、などの疑問が残ります。対等の立場を尊重するのではなく、権利・責務、役割を果たすこと（それぞれに期待されている立場）に対して、相互に尊重し合うことが求められると考えます。また、区民と地域活動団体等ともその立場は微妙に異なります。区民等として一括で扱いのが適切かも確認する必要があるかと思えます。

議会の記述について

他の団体でも議会の記述を落としているところはなく、議会に対して過度に神経を使う必要はないかと考えます。また、現在の議会の記述についても、例え参考であっても、十分な検討が必要と思われれます。

前 文		
【方向性】	【代替案】	【基本となる考え方】の修正
分権型社会において、基礎的自治体における自治が問われていることを言及		
第 1 章 総則		
【方向性】	【代替案】	【基本となる考え方】の修正
基本構想との関係について言及		
第 2 章 基本理念		
第 1 節 協働協治の社会の創造		
【方向性】	【代替案】	【基本となる考え方】の修正
目指すべき都市像を示したいのは理解できませんが、それは基本構想で示されるべきもので、資料第 26 号にあるような「個人の尊厳と品格のある地域」をあえて出さず、自治の枠組みとして「協働・協治の社会」を目指すことでよいのではないのでしょうか。		
第 2 節 基本原則		
各主体は同等の扱いになっていますが、前述のとおり、区と区民等とでは微妙に違っています。特に、「2-2-2 自己決定・自己責任」「2-2-3 対等な立場の尊重」については留意する必要があるようです。		

第 4 章 区の責務		
【方向性】	【代替案】	【基本となる考え方】の修正
〔 4 - 1 自治体政府としての基本的役割〕 持続可能で健全な行財政運営の「主体」の扱い NPM（新公共経営）、行財政改革のニュアンスの導入	〔 4 - 1 自治体政府としての基本的役割〕 区は、民間の経営手法を取り入れるなど、絶え間のない行財政改革に取り組み、持続可能で健全な行財政運営を図ります。（ 6 - 1 からの移動・表現修正）	〔 4 - 1 自治体政府としての基本的役割〕 厳しい財政状況のもとで、区を構成する区議会と執行機関は、それぞれの立場から、持続可能で健全な行財政運営を図ることが要請されています。（ 6 - 1 からの移動） 持続可能で健全な行財政運営を図るためには、民間の経営手法を導入するなど、絶え間ない行財政改革の取組みが必要です。
〔 4 - 2 保証役としての役割〕 努力義務の表現の変更 「行政関与のあり方に関する基準」にもとづくスタンスを明記	〔 4 - 2 保証役としての役割〕 区は、自ら公共的サービスの提供という役割を担うだけでなく、効率性や効果などの観点から区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者など他の主体による公共的サービスの提供を積極的に進め、その場合、他の主体による公共的サービスが適正に行われることを保証します。	〔 4 - 2 保証役としての役割〕 平成 8 年には行政改革委員会が「行政関与のあり方に関する基準」を掲げ、民間でできるものは民間に委ねるという考えに基づき、行政の活動を必要最小限にとどめるとしています。
〔 4 - 3 調整者としての役割〕 修正なし（語句統一のみ：区民、地域活動団体、非営利活動団体 区民等）	〔 4 - 3 調整者としての役割〕	〔 4 - 3 調整者としての役割〕
〔 4 - 4 地域の担い手の育成支援〕 修正なし（語句統一のみ：区民、地域活動団体、非営利活動団体 区民等）	〔 4 - 4 地域の担い手の育成支援〕	〔 4 - 4 地域の担い手の育成支援〕

第 6 章 執行機関の責務		
【方向性】	【代替案】	【基本となる考え方】の修正
<p>〔 6 - 1 執行機関の責務〕</p> <p>表現の修正(4 - 1 または 6 - 1 で、NPM(新公共経営)、行財政改革のニュアンスの導入)</p> <p>執行機関の行うべきこと(小さな政府実現の取り組み)を明記</p>	<p>〔 6 - 1 執行機関の責務〕</p> <p>執行機関は、協働・協治の社会の創造のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行に当たります。</p> <p>執行機関は、持続可能で健全な行財政運営を図ります。(4 - 1 へ移動)</p> <p>区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者など他の主体による公共的サービスの提供を優先し、執行機関は、政策検討・調整、公権力の執行及び付帯的な内部管理業務など、協働・協治を進める中で、必要最小限の体制づくりを行います。</p>	<p>〔 6 - 1 執行機関の責務〕</p> <p>協働・協治を進めることにより、執行機関が直接行う業務は削減され、効率的で効果的な行財政運営が期待されます。協働・協治を契機として、行政のコアコンピタンスを再定義することが求められます。</p>
<p>〔 6 - 2 区長の責務〕</p> <p>行政経営のニュアンスの導入</p>	<p>〔 6 - 2 区長の責務〕</p> <p>区長は、区民の信託に応え、文京区の代表者として協働・協治の社会の創造のために、公正かつ誠実に区政の執行に当たります。</p> <p>区長は、区政の執行を通して実現すべき政策を区民に対して明らかにするとともに、その達成状況について区民に報告します。</p> <p>区長は、執行機関の長として、民間の経営手法を活用するなど、効率的かつ効果的な行政経営を行います。</p>	<p>〔 6 - 2 区長の責務〕</p> <p>地方分権推進改革会議がシティマネージャー制の検討に言及したとおり、これからの執行機関の長は、住民の代表としての性格とともに、執行機関の経営者としての資質も問われています。</p>

<p>〔 6 - 3 区職員の責務〕</p> <p>小さな政府実現の取り組みで区の職員に期待されることを明記</p>	<p>〔 6 - 3 区職員の責務〕</p> <p>区の職員は、協働・協治の社会の創造のために、他の主体と具体的な目標を共有し、その実現に向けて積極的に行動します。</p> <p>区の職員は、執行機関の補助機関として、政策検討・調整、公権力の執行及び付帯的な内部管理業務などを必要最小限の体制で行います。</p>	<p>〔 6 - 3 区職員の責務〕</p>
--	--	------------------------

第 7 章 協働・協治の推進		
第 2 節 各主体の参画		
【方向性】	【代替案】	【基本となる考え方】の修正
7-2-3 の各主体は区を除くものと考えられます。		7-2-1 の具体的なアイデアとして、一部の関心のある区民が、公募委員になったり住民説明会やパブリックコメント等で意見を表明する今の状況を変え、裁判員制度のように、一般の区民が義務として政策プロセスに参画する制度を提案したいと思います。
第 3 節 各主体の意思の表明		
第 3 節は「各主体の意思の表明」となっていますが、各項目の主語はいずれも「区」であり、区を除く主体の主体的な意思の表明の姿勢が見えにくくなっています。7-3-2 などは、区民等（区を除く主体）を主語にした表現に変えることが考えられます。		
第 4 節 協働・協治の推進体制		
7-4-3 の協働・協治推進のしくみづくりは大変重要であり、具体的に何を行うかがある程度は明記してもよいのではと考えます。	区は、他の主体とともに協働・協治の推進組織を設置するなど、協働・協治の推進のための仕組みをつくれます。	協働・協治の推進組織としては、全区的組織のほか、地域別組織（地域自治組織など）の展開の可能性も視野に入れたいと思います。